

平成26年7月1日

学生各位

学務部学生支援課

東日本大震災による被害に伴う平成26年度後期分授業料免除について

東日本大震災等で被害に遭われた方々につきましては、心よりお見舞い申し上げます。震災の被害により授業料の納付が困難となった方に対し、下記のとおり平成26年度後期分授業料免除を実施します。

申請される方は、被災したことを証明する書類に加え、一般の授業料免除申請に必要な提出書類も併せて提出してください。

なお、被害状況の他、家計状況等により選考を行いますので、必ず授業料が免除されるとは限りません。

申請希望者は、授業料免除等説明会に出席し、必要書類を受け取ってください。

記

1 対象者

(1) 災害救助法適用地域で次のいずれかに該当する者

- ・住宅が半壊以上の場合
- ・学資負担者が死亡した場合（行方不明を含む）

(2) 福島第一原子力発電所事故により避難を行っている場合で、本人又は学資負担者の居住地が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された者

2 免除額 平成26年度後期分授業料の全額又は半額

3 申請期限 平成26年9月12日（金）17：00

《本件担当》

〒930-8555 富山市五福3190番地

富山大学学務部学生支援課（五福キャンパス）

TEL：076-445-6087 FAX：076-445-6092

〒930-0194 富山市杉谷2630番地

富山大学医薬系学務課（杉谷キャンパス）

TEL：076-434-7130 FAX：076-434-4545

〒933-8588 高岡市二上町180番地

富山大学芸術文化学部総務課学務チーム（高岡キャンパス）

TEL：0766-25-9129 FAX：0766-25-9126

（平成26年7月1日から事務組織の名称が変わりました。）